



発行 東京都

目次

129

規則

○東京都内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（産業労働局農林水産部水産課）

規則

東京都内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十一月二十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第九十二号

東京都内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

東京都内水面漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第三条」に、「水産動物の採捕の許可（第六条―第二十三条）」を「採捕の許可（第四条―第二十条）」に、「漁業の取締等（第二十四条―第三十五条）」を「漁業調整に関するその他の措置（第二十一条―第二十九条）」に、「第

四章 罰則（第三十六条―第三十九条）」を 第五章 雑則（第三十一条―第三十三

第六章 罰則（第三十四条―第三十七

条）に改める。

第一条中「昭和二十四年法律第二百六十七号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「あいまつて」を「相まつて」に、「漁業取締その他」を「及び」に、「あわせ

て漁業秩序の確立を期する」を「もつて漁業生産力を発展させる」に改める。

第二条中「漁業法第八条第三項に規定する」を削る。

第三条を削る。

第四条中「漁業法」を「法」に、「別記第一号様式により」を「次に掲げる事項を記載した届出書を提出して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第四条を第三条とし、第五条を削る。

第二章を次のように改める。

第二章 採捕の許可

（水産動物の採捕の許可）

第四条 次に掲げる漁具によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁具ごとに知事の許可を受けなければならない。

一 さし網

二 建干網

三 四手網（方言あじ網を含む。以下同じ。）

四 ふくろ網

五 地びき網

六 あゆ瀬張網

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

二 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

(許可の申請)

第五条 前条第一項の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採捕の種類

三 採捕する区域、期間及び水産動物の種類

四 漁具の数及び規模

五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、採捕の許可をしようかの判断に関し必要と認められる書類の提出を求めることができる。

(許可をしない場合)

第六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

一 申請者が次条第一項各号のいずれかに該当する者である場合

二 漁業調整のため必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により採捕の許可をしないときは、東京都内水面漁場管理委員会（以下「内水面漁場管理委員会」という。）の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可についての適格性)

第七条 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(許可の条件)

第八条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、採捕の許可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可後、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(許可の有効期間)

第九条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

(許可の失効)

第十条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(採捕の休止による許可の取消し)

第十一条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具により水産動物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二十條第一項の規定による指示又は同条第十一項の規定による命令により第四條第一項各号に掲げる漁具による水産動物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(適格性の喪失等による許可の取消し等)

第十二条 知事は、採捕の許可を受けた者が第七条各号のいずれかに該当することとなつたときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を取り消さなければならない。

2 知事は、採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可の取消し等)

第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第十四条 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

二 採捕に従事する者の氏名及び住所

三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

四 許可の有効期間

五 条件

六 その他参考となるべき事項

(許可証の携帯義務)

第十五条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具により水産動物を採捕するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具により水産動物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十六条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第十七条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき)は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 採捕の種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第十八条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、

理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第八条第二項の規定により採捕の許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

二 第十二条第二項又は第十三条第一項の規定により、許可を変更したとき。

三 第十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第二十条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

第三章の章名を次に改める。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

第二十四条を削る。

第二十五条第一項中「次の」を「何人も、次の」に、「水産動物は」を「水産動物を」に、「当該下欄に掲げる期間は、これを」を「同表の下欄に掲げる期間中、」に改め、同項の表を次のように改める。

水産動物	禁止	期間
あゆ(全長十センチメートルを超えるもの)		一月一日から五月三十一日まで

限る。)

やまめ(全長十二センチメートルを超えるものに限る。)

いわな(全長十二センチメートルを超えるものに限る。)

かじか

第二十五条第二項中「または」を「又は」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十六条の見出し中「大きさ」を「全長等」に改め、同条第一項中「次の」を「何人も、次の」に、「水産動物は」を「水産動物であつて」に、「当該」を「同表の」に、「ものは、これ」を「もの」に改め、同項の表を次のように改める。

水産動物	大きさ	さ
あゆ	全長十センチメートル以下	
やまめ	全長十二センチメートル以下	
いわな	全長十二センチメートル以下	
にじます	全長十二センチメートル以下	
こい	全長十八センチメートル以下	
うなぎ	全長二十六センチメートル以下	
しじみ	殻長一・五センチメートル以下	

第二十六条第二項を次のように改める。

2 何人も、やまめ、いわな、にじます又はかじかの産んだ卵を採捕してはならない。

第二十六条第三項中「または」を「又は」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十七条を削る。

第二十八条の見出し中「及び漁法」を「漁法」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「次に」を「何人も、次に」に、「または」を「又は」に、「水産動物」を「水産動物」に改め、同条第一項第二号から第十一号までを次のように改める。

二三枚網

- 三 びんど又はこれに類似する漁具
 - 四 水中銃その他弾力を利用して発射する錯具（刺突具）
 - 五 押網
 - 六 火光を利用する漁具又は漁法
 - 七 水中に電流を通じてする漁具又は漁法
 - 八 張切網
 - 九 なで網
 - 十 かい掘
 - 十一 瀬干
- 第二十八条第二項中「がちや網（方言）は」を「何人も、がちや網により」に、「期間これを使用して」を「期間中、」に改め、同条を第二十三条とする。
- 第二十九条中「にあつては、当該漁具は、当該」を「は、それぞれ同表の」に改め、同条の表を次のように改める。

漁	具	範	圍
しじみまき（刃口をつけたものに限る。）	かご目	一センチメートル以上	
建干網	す目	〇・六センチメートル以上	網目の大きさ十五センチメートルにつき十節以下

第二十九条を第二十四条とする。

第三十条の見出し中「禁止区域」の下に「等」を加え、同条中「次に」を「何人も、次に」に改め、同条第一号中「東横線」を「東急電鉄株式会社東横線」に改め、同条第三号中「下流へ五十メートル」を「下流へ百十五メートル」に改め、同条第五号イ中「三つ沢の」を「三つ沢との」に、「下流の」を「下流へ」に改め、同条を第二十五条とする。

第三十一条中「次に」を「何人も、次に」に、「水産動物」を「水産動物」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十一条の二を削る。

第三十二条の見出し中「さく河魚類」を「溯河魚類」に、「しや断」を「遮断」に改

め、同条中「さく河魚類」を「溯河魚類」に、「しや断」を「遮断」に、「採捕をしよ」とする者は「水産動物の採捕を行う場合には」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第二十八条 水産動物植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

第三十三条第一項中「水産動物の種類」を「水産動物の種類」に、「または」を「又は」に、「若しくは禁止」を「又は禁止」に、「本条」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第二項中「別記第十号様式による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 適用除外の許可を必要とする事項

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号又は船舶検査済票の番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

五 採捕しようとする水産動物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

六 採捕の期間及び区域

七 使用する漁具及び漁法

八 採捕に従事する者の氏名及び住所

第三十三条第三項中「別記第十一号様式による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び

主たる事務所の所在地)

二 適用除外の事項

三 採捕する水産動物の種類及び数量

四 採捕の期間及び区域

五 使用する漁具及び漁法

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 使用する船舶の名称、漁船登録番号又は船舶検査済票の番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

八 許可の有効期間

九 条件

第三十三条第四項中「あたり、制限または」を「当たり、」に改め、同条第五項中「経過」を「結果」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「、許可証」を「許可証」に、「事項を」を「事項につき」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「、第三項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第十條」を「第十五條」に、「または第七項」を「又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第二十九条とする。

第三十四条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「漁業法第七十二条」を「法第二百二十二條」に、「または」を「又は」に、「命ぜられたもの」を「命じられた者」に、「その命ぜられた」を「、その命じられた」に改め、同条を第三十一条とする。第三十五条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「または」を「又は」に、「き損」を「毀損」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。
(添付書類の省略)

第三十三条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。
2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させる

ことができる。

第四章を第六章とする。

第三十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第六條、第三十三條、第二十四條第一項、第二十五條から第三十一條まで、第三十一條の二第一項若しくは第七項、第三十二條又は第三十三條第六項」を「第四條第一項、第二十一條から第二十七條まで又は第二十八條第一項」に改め、同項第二号中「第十二條、第二十二條第一項、第三十一條の二第五項(同条第九項において準用する場合を含む。) 又は第三十三條第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)」を「第八條第一項又は第二項」に、「付けられた制限又は」を「付けた」に改め、同項第三号中「第二十二條第一項」を「第十二條第二項、第十三條第一項又は第二十八條第二項」に、「よる採捕の停止の」を「基づく」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物」を「、漁船又は漁具その他水産動植物」に改め、第六章中同条を第三十四条とする。

第三十七条中「第十條第一項(第三十三條第九項)」を「第十五條第一項(第二十九條第八項)」に改め、「又は第三十一條の二第十項」を削り、同条を第三十五條とする。
第三十八條中「または」を「又は」に、「従業者がその法人」を「従業者が、その法人」に、「第三十六條」を「、第三十四條第一項」に改め、同条を第三十六條とする。
第三十九條中「第十條第三項(第三十三條第九項)」を「第十五條第三項(第二十九條第八項)」に、「第十一條、第十五條、第十六條、第十八條第一項若しくは第二項、第三十一條の二第六項又は第三十三條第五項」を「第十六條から第十八條まで、第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十九條第五項」に改め、同条を第三十七條とする。
第二十九條の次に次の一章及び章名を加える。

第四章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第三十條 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反する行為をしたと認めるとき(法第二十七條及び法第三十四條に規定する場合を除く。)は、法第三十一條第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定し

て停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第五章 雑則

別記第一号様式(1)から第十一号様式までを削る。

附則

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）附則第二十九条の規定によりこの規則による改正後の東京都内水面漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の東京都内水面漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第六条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第十三条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第二十九条の規定により改正後の規則第二十九条第一項の規定によってしたものとみなされる旧規則第三十三条第一項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、同条第六項の規定は、なおその効力を有する。

4 この規則の施行の前にした行為及び前二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

